

米子市地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の令和3年度修正案の概要

1 修正理由

国や鳥取県の関係法令及び計画等の修正や実災害からの教訓及び本市の災害特性などを踏まえ、本計画の実行性を高め、総合的かつ計画的に防災活動を推進するため所要の修正を行うものである。

2 主な修正概要

(1) 国・県の関係規則及び県の計画等の修正を踏まえた見直し

ア 災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正 <共通対策計画 第3章第8節関係>

災害対策基本法の改正により、令和3年5月20日から、市町村が発令する避難情報が以下のように変更となった。

- ・警戒レベル3 「避難準備・高齢者等避難開始」 → 「高齢者等避難」
- ・警戒レベル4 「避難勧告、避難指示（緊急）」 → 「避難指示」
- ・警戒レベル5 「災害発生情報」 → 「緊急安全確保」

これに伴って避難情報に関する記載の見直しを行った。

特に警戒レベル4では、危険な場所から全員避難をすべきとされており、発令時の状況や住民が取るべき行動、避難所以外への避難行動などについても修正した。

イ 避難所における感染症対策に係る見直し <共通対策計画 第3章第8節関係>

感染を恐れ、避難を躊躇することがないように、災害時に人が密集しやすい避難所において、新型コロナウイルスなどの感染症対策を講じることとともに、感染症患者等への差別などの人権問題の発生防止に努めることを明記した。

ウ 鳥取県防災計画の修正に伴う生活復興支援の修正 <災害復旧計画 第5節関係>

被災者の生活復興には様々な支援策が必要であるため、県をはじめ関係機関等との連携について明記した。

(2) 米子市における防災の取組に関する修正

ア 自主防災連合組織の追記 <共通対策計画 第2章第12節関係>

地域住民の防災意識の高揚と防災活動の一層の活性化を目的に、地区単位の自主防災連合組織の結成促進について追記した。

イ 防災ラジオの追記 <共通対策計画 第3章第8節関係>

市民に対する広報手段として、防災行政無線放送をラジオで聞くことができる「災害ラジオ」を開始したことから、防災や災害に関する情報伝達ツールの一つとして追記した。

ウ マンホールトイレの追記 <災害応急対策計画 第17節関係>

多くの避難者が見込まれる避難所において、円滑なトイレ環境整備の一環としてすすめているマンホールトイレの整備と活用について追記した。

(3) その他の修正

計画内容がより明瞭となるよう、図や文章の整理、文言修正等を行った

- 災害対策本部に2つずつあった「総務班」「工務班」を区別できるように名称を修正
- 「旧加茂川・加茂川」を「加茂川・新加茂川」とするなど、地名等の変更に伴う修正
- 広範にわたる内容を整理するための、一部小見出しの追加や文言・図表の修正 など